

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成31年香川県広域水道企業団条例第1号）

- 1 平成31年10月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成31年10月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成31年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 平成31年10月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年10月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成31年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたこと等を考慮し、常勤の副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成31年4月1日から施行することとした。